

様式第 16（第11条の 5 関係）（平 2 通産令41・全改、平 7 通産令57・平 8 通産令79・平10通産令87・平11通産令132・平16経産令28・平17経産令14・平19経産令14・令元経産令 1・令 2 経産令92・一部改正）

【書類名】 受継申立書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

【事件の表示】

【出願番号】

【受継申立人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【申立の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】 手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面 1

【物件名】 （ ）

〔備考〕

1 「手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面」は、法定代理人が受継の申立てをするときは「戸籍の謄本」及び「住民票」、破産管財人が受継の申立てをするときは「破産管財人であることを証明する書面」、管財人が受継の申立てをするときは「登記事項証明書」のように新追行者の権限又は資格を証明する書面とする。

2 第 9 条の 3 第 1 項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2 以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

3 その他は、様式第 2 の備考 1 から 4 まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで並びに様式第 4 の備考 1、2 及び 4 と同様とする。